

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実
施場所の変更……………
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
……………(同)……………

告示

- 東京都告示第九百四十五号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組

合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において
準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告
示する。

令和五年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年九月十五日から令和六年十一月三十日ま
で

三 施行地区

渋谷区桜丘町、道玄坂一丁目及び渋谷三丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区桜丘町四番二十三号

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年九月十五日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年八月二十八日

東京都告示第九百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

令和五年八月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道 指定年月日 指定に係る道 指定に係る道
路の種類 路の位置 路の延長及び
幅員(単位メ
ートル)

法第四十二条 令和五年八 青梅市河辺町 延長
第一項第五号 月一日 七丁目二十番 一八・三七
の規定による 十三 幅員
道路 四・五〇

東京都告示第九百四十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に
基づき、東日本旅客鉄道南武線(谷保駅～立川駅間)連続
立体交差事業について、環境影響評価調査計画書(以下
「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四
十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地

(一) 事業者

東京都 東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

東日本旅客鉄道株式会社

取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

(二) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

東日本旅客鉄道南武線(谷保駅～立川駅間)連続立体交差事業

鉄道、軌道又はモノレールの改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東日本旅客鉄道南武線の谷保駅から立川駅までの約三・七キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。これにより、谷保駅付近から立川駅付近の十九か所の踏切を取り除くとともに、道路交通渋滞や地域分断の解消を図るものである。

四 周知地域の範囲

立川市 曙町三丁目、羽衣町一丁目、羽衣町二丁目、羽衣町三丁目、錦町一丁目及び錦町四丁目の区域

国立市 富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、谷保、青柳、石田及び青柳一丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和五年八月二十八日から同年九月六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百五十六番地の九

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番地一

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和五年九月十九日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送
東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載するホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

公 告

令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施場所の変更について

令和五年三月一日付東京都公報で公告した令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施場所の一部を次のとおり変更する。

令和五年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 変更箇所

令和五年九月十日(日曜日)実施の二級建築士試験及び同年十月八日(日曜日)実施の木造建築士試験「設計製図の試験」の試験実施の場所

二 変更内容

(一) 二級建築士

変更前 大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

武蔵大学 練馬区豊玉上一丁目二十六番一号

変更後 上智大学 千代田区紀尾井町七番一号

東京電機大学 足立区千住旭町五番

(二) 木造建築士

変更前 大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

変更後 上智大学 千代田区紀尾井町七番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市幸町三丁目七番五、八 東大和市上北台三丁目四百番三十二及び同番四十一 十一番地一

株式会社ティエラ 代表取締役 東宮 博士

武蔵村山市神明四丁目九十四番一 東大和市上北台三丁目四百十一番地一

株式会社ティエラ 代表取締役 東宮 博士

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年八月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
令和五年八月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 コーナンPRO小平花小金井店

二 店舗所在地 小平市花小金井四丁目三十五番六号

三 設置者名 コーナン商事株式会社

四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一番地一

五 小売業を行う者の氏名又は名称 コーナン商事株式会社

六 新設をする日 令和六年四月一日

七 店舗面積の合計 千四百十三平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 敷地北側 四十七台

九 駐輪場の位置及び収容台数 敷地北東側 十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北西側 二十七平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・〇五立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時三十分

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時十五分から午後九時十五分まで

十五 駐車場の自動車の一箇所 敷地東側の出入口の数及び位置

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 令和五年七月三十一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和五年八月二十八日から同年十月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年八月二十八日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）に到着するように提出してください。

令和五年八月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 品川プリンスホテル
- 二 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号
- 三 設置者名 株式会社西武リアルティソリューションズ
- 四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号
- 五 変更前の設置者の代表者名 上野 彰久
- 六 変更後の設置者の代表者名 齊藤 朝秀
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社スピングルカンパニーほか十六名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スピングルカンパニーほか十六名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社パリミキほか二名
- 十 変更前の小売業者の代表者名 澤田 将広（株式会社三城）ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 恒吉 裕司（株式会社パリミキ）ほか
- 十二 変更日 令和五年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和五年七月十九日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十五 縦覧期間 令和五年八月二十八日から同年十二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年

十六 縦覧時間 東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 フォレストモール八王子大和田 A棟
- 二 店舗所在地 八王子市大和田町五丁目七番十八号
- 三 設置者名 合同会社フォレストプロパティ
- 四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
- 五 変更前の店舗名 (仮称) フォレストモール八王子大和田 A棟
- 六 変更後の店舗名 フォレストモール八王子大和田 A棟
- 七 変更前の店舗所在地 八王子市大和田町五丁目二百二十八番十ほか
- 八 変更後の店舗所在地 八王子市大和田町五丁目七番十八号
- 九 変更前の設置者の代表者名 多田 英二
- 十 変更後の設置者の代表者名 今西 弘康
- 十一 変更日 令和四年七月一日ほか
- 十二 届出日 令和五年七月六日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十四 縦覧期間 令和五年八月二十八日から同年十二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年

十五 縦覧時間 東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 フォレストモール八王子大和田 B棟
- 二 店舗所在地 八王子市大和田町五丁目七番十八号
- 三 設置者名 合同会社フォレストプロパティ
- 四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
- 五 変更前の店舗名 (仮称) フォレストモール八王子大和田 B棟
- 六 変更後の店舗名 フォレストモール八王子大和田 B棟
- 七 変更前の店舗所在地 八王子市大和田町五丁目二百二十八番十ほか
- 八 変更後の店舗所在地 八王子市大和田町五丁目七番十八号
- 九 変更前の設置者の代表者名 多田 英二
- 十 変更後の設置者の代表者名 今西 弘康
- 十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンドラッグほか二名
- 十三 変更日 令和四年七月一日ほか
- 十四 届出日 令和五年七月六日

<p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 令和五年八月二十八日から同年十月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 長岡 勤(株式会社東京ドームほか)</p> <p>十四 変更日 令和五年四月十五日ほか</p> <p>十五 届出日 令和五年八月七日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 令和五年八月二十八日から同年十月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>一 店舗名 東京ドームシティ ラクサー</p> <p>二 店舗所在地 文京区春日一丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社東京ドーム</p> <p>四 設置者住所 文京区後楽一丁目三番六十一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 久代 信次</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 長岡 勤</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか四十名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社プログレほか五十八名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか八名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号(株式会社成城石井)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 世田谷区成城六丁目十一番四号(株式会社成城石井)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 久代 信次(株式会社東京ドーム)ほか</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

